県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）…… 1
公　告
○人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…… 1
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…… 1
○特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄水産高等学校）…… 2
収用委員会事項
○使用の裁決手続開始の決定・２件…… 2

告　　示

沖縄県告示第377号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和７年９月26日

沖縄県八重山土木事務所長　　山　　根　　博　　文

１　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
２　指定の年月日　令和７年７月28日
３　指定に係る道路の位置　石垣市字真栄里撫原280番１
４　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　65.91メートル
⑵　幅員　4.00メートル～6.00メートル

公　　告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第４号）第６条の規定により、令和６年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和７年９月26日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和７年９月26日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　開発許可年月日及び指令番号　令和６年10月22日　沖縄県指令土第777号
２　開発区域に含まれる地域の名称　八重瀬町字志多伯国座原610番６

３　公共施設　なし
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名　八重瀬町字東風平726番地メゾン神谷301号　神谷司
５　検査済証番号　令和７年９月12日　第5016号
６　工事完了年月日　令和７年８月４日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
令和７年９月26日
沖縄県立沖縄水産高等学校長　　大　　山　　正　　吾
１　落札に係る特定役務の名称及び数量　実習船海邦丸の定期検査及び一般修繕　一式
２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地　沖縄県立沖縄水産高等学校　糸満市西崎一丁目１番１号
３　落札者を決定した日　令和７年７月17日
４　落札者の名称及び所在地　サンセイ株式会社下関工場　工場長　原田裕之　山口県下関市彦島本村町三丁目５番１号
５　落札金額　228,800,000円
６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　入札の公告を行った日　令和７年６月６日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第52号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第１項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和７年９月26日
沖縄県収用委員会

１　起業者の名称　沖縄防衛局長
２　事業の種類　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用
３　裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
那覇市住吉町３丁目	72番	宅地	113.04	113.04	113.04

４　土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
儀間則男	那覇市字安謝240番地６

５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類　なし
６　裁決手続の開始を決定した年月日　令和７年９月11日

沖縄県収用委員会告示第53号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第１項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和７年９月26日

沖縄県収用委員会

１　起業者の名称　沖縄防衛局長

２　事業の種類　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用

３　裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
那覇市住吉町３丁目	328番	宅地	149.73	149.73	149.73

４　土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
我那覇生吉	那覇市若狭３丁目31番９号	５分の１
我那覇生二	神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目75番地の28グリーンヒル弘明寺307号	５分の１
又吉正子	那覇市宇栄原４丁目16番１－1108号宇栄原市営住宅６	５分の１
我那覇生昌	兵庫県尼崎市水堂町二丁目29番１号レオパレスエルガルテン102号	５分の１
垣花キヨ子	豊見城市字根差部248番地	５分の１

５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類　なし

６　裁決手続の開始を決定した年月日　令和７年９月11日

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　株式会社　アント出版
〒903-0804　那覇市首里石嶺町４丁目291番地１

県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

人事行政の運営等の状況

令和６年度沖縄県人事行政の運営等の状況

令和７年９月

沖　縄　県

目　　次

第１　趣旨…… 1

第２　人事行政の運営の状況
　１　職員の任免及び職員数に関する状況
　　⑴　職員の採用の状況…… 1
　　⑵　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況 …… 1
　　⑶　退職の状況 …… 2
　　⑷　職員数の状況
　　ア　職員数の状況 …… 2
　　イ　年齢別職員構成の状況…… 3
　　ウ　職員数の推移 …… 3
　２　職員の人事評価の状況
　　人事評価の状況 …… 3
　３　職員の給与の状況
　　⑴　総括
　　ア　人件費の状況（普通会計決算見込み）　…… 5
　　イ　職員給与費の状況（普通会計決算見込み）　…… 5
　　ウ　ラスパイレス指数の状況等…… 6
　　エ　給与改定の状況 …… 6
　　オ　給与制度の総合的見直しの実施状況について　…… 6
　　カ　特記事項 …… 7
　　⑵　職員の平均給与月額、初任給等の状況
　　ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 …… 7
　　イ　職員の初任給の状況 …… 9
　　ウ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 …… 9
　　⑶　一般行政職の級別職員数等の状況
　　ア　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 ……10
　　イ　国との給与表カーブ比較表……11
　　ウ　昇給への人事評価の活用状況……11
　　⑷　職員の手当の状況
　　ア　期末手当・勤勉手当 ……12
　　イ　退職手当 ……12
　　ウ　地域手当 ……13
　　エ　特殊勤務手当 ……13
　　オ　時間外勤務手当 ……24
　　カ　その他の手当 ……24
　　⑸　特別職の報酬等の状況……27
　　⑹　公営企業職員の状況
　　ア　水道事業 ……27
　　イ　工業用水道事業 ……32
　　ウ　病院事業 ……36

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
⑴　勤務時間の状況……42
⑵　年次休暇の状況……43
⑶　特別休暇等の状況……43
５　職員の休業の状況
⑴　育児休業取得者数……45
⑵　自己啓発等休業
ア　取得者数……45
イ　取得状況……46
⑶　その他の休業……46
６　職員の分限処分及び懲戒処分の状況
⑴　分限処分の状況……46
⑵　懲戒処分の状況……46
７　職員の服務の状況
営利企業等の従事許可の状況……47
８　職員の退職管理の状況
再就職の状況……47
９　職員の研修の状況
主な研修の状況……47
10　職員の福祉及び利益の保護の状況
⑴　厚生制度の状況……51
⑵　公務災害補償の状況……51

第３　人事委員会の業務の状況
１　職員の競争試験及び選考の状況
⑴　採用試験の実施状況
ア　上級試験……51
イ　上級（特別枠）試験……52
ウ　中級試験……52
エ　初級試験……53
オ　警察官試験……53
カ　身体障害者を対象とした採用選考試験……53
キ　採用試験の実施日程……53
⑵　採用選考の状況……54
⑶　昇任試験の実施状況……55
⑷　昇任選考の状況……55
２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況……56
３　勤務条件に関する措置の要求の状況……63
４　不利益処分に関する審査請求の状況……64

令和６年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第１　趣旨

任命権者が報告した令和６年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和６年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定により公表するものである。

第２　人事行政の運営の状況

１　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第３号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和６年度）　（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	121	40	4	55	220
事　務　職	64	40	4	25	133
技　術　職	57	0	0	30	87
警　察　職	31	0	29	4	64
教　育　職	0	0	0	566	566
企　業　職	16	0	2	221	239
現　業　職	0	0	0	0	0

備考　表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下⑵及び⑶において同じ。）。

１　一般行政職　２から５までに掲げる職員以外の職員

２　警察職　公安職給料表が適用される職員

３　教育職　教育職給料表が適用される職員

４　企業職　沖縄県企業職員

５　現業職　現業職給料表が適用される職員

⑵　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に基づき任命権者が採用した職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条の規定に基づき、任命権者が採用した職員（以下「暫定再任用職員」という。）の状況である。ただし、暫定再任用職員の任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況（令和６年度）　（単位：人）

区分	定年前再任用短時間勤務	暫定再任用	（参考）暫定再任用（短時間）	合計
一般行政職	8	72	58	138
事　務　職	5	44	27	76
技　術　職	3	28	31	62
警　察　職	8	0	27	35
教　育　職	21	220	96	337

企　業　職	2	17	58	77
現　業　職	0	27	6	33

⑶　退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和６年度）　（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	40	1	185 (35)	0	0	0	11	77	314
警　察　職	12	5	58 (27)	0	0	0	2	8	85
教　育　職	194	0	340 (119)	0	1	0	8	100	643
企　業　職	28	0	252 (10)	0	0	0	1	145	426
現　業　職	21	0	3 (0)	0	0	0	0	5	29

備考　１　表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

⑴　定年退職　地方公務員法第28条の６第１項の規定による退職及び同法第28条の７第１項の規定による勤務延長後の退職

⑵　早期退職　早期退職募集制度による退職

⑶　普通退職　自己都合による退職

⑷　分限免職　地方公務員法第28条第１項の規定による免職

⑸　懲戒免職　地方公務員法第29条の規定による免職

⑹　失　　職　地方公務員法第28条第４項の規定による失職

⑺　任期満了　定められた任期が満了したことによる退職

２　表中「普通退職」には、暫定再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条、第４条及び第５条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条及び第18条の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員を含む。

３　表中「普通退職」では、任期の定めのない常勤職員で満60歳以上において定年前に退職する職員は括弧書きとし、職員数の内数としている。

⑷　職員数の状況

各年４月１日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア　職員数の状況　（各年４月１日現在　単位：人）

区分		職員数			対前年増減数			令和６年度分の主な増減理由
		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
一般行政部門	議会	43	43	43	2	0	0	内部統制・審査体制強化（総務企画）
	総務企画	776	787	841	△18	11	54	
	税務	160	163	161	△4	3	△2	児童相談所体制強化（民生）
	民生	407	429	451	△16	22	22	
	衛生	744	743	608	141	△1	△135	感染症対策関連業務縮小（衛生）
	労働	87	88	94	△3	1	6	
	農林水産	844	861	851	△24	17	△10	大規模イベント終了、感染症対策事業者支援業務
	商工	264	291	278	4	27	△13	

	土木	712	720	710	△26	8	△10	縮小（商工）
	小計	4,037	4,125	4,037	56	88	△88	（参考：人口10万人当たりの職員数276人）
特別行政部門	教育 警察	16,549 3,208	16,674 3,228	16,882 3,234	22 0	125 20	208 6	加配定数等増等 少年補導職員の増
	小計	19,757	19,902	20,116	22	145	214	
普通会計計		23,794	24,027	24,153	78	233	126	（参考：人口10万人当たりの職員数1,652人）
公営企業等会計部門	病院 水道 下水道 その他	2,985 228 72 27	3,064 228 76 28	3,084 238 76 28	63 0 △1 △1	79 0 4 1	20 10 0 0	看護・検査体制強化 施設整備事業数増
	小計	3,312	3,396	3,426	61	84	30	
合計		27,106	27,423	27,579	139	317	156	（参考：人口10万人当たりの職員数1,876人
		(28,840)	(28,805)	(28,805)	555	△35	0	

備考　1　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2　表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

⑴　一般行政部門　⑵及び⑶に掲げる職員以外の職員

⑵　特別行政部門　教育委員会の職員及び警察職員

⑶　公営企業等会計部門　公営企業会計及び特別会計等に係る職員

⑷　合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

3　（　）内は、条例定数の合計である。

イ　年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

区分	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 45	人 1,768	人 2,990	人 3,295	人 3,822	人 3,962	人 4,599	人 4,097	人 2,556	人 445	人 27,579

ウ　職員数の推移

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	過去５年間の増減数（率）
職員数	人 24,511	人 24,769	人 26,967	人 27,106	人 27,423	人 27,579	人 3,068（12.5%）

備考　1　各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2　組織再編等のあった部門にあっては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2　職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の２の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和６年度）

評価の方法		評価者	評価結果の活用
知事	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに

部局等	げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員		分限処分
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察本部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第４号）第７条の規定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	昇任試験での加点措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	昇格及び昇給への反映
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	勤勉手当成績率への反映
教育庁	【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）	所属長等	・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：５段階の絶対評価（一部３段階） 自己申告と評価者面談（年３回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 全職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監	【評価方法】	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績

査委員事務局	職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員		率の決定
人事委員会	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病院事業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任、給与及び定期人事異動等

3　職員の給与の状況

⑴　総括

ア　人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 （令和７年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考)令和５年度の人件費率
令和 ６年度	人 1,484,081	千円 839,088,656	千円 4,096,140	千円 217,627,750	% 25.9	% 24.2

イ　職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給与費				（参考）一人あたりの給与費 B／A	（参考）都道府県平均１人あたりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 ６年度	人 24,153	千円 104,250,173	千円 18,729,051	千円 42,158,385	千円 165,137,609	千円 6,837	千円 6,819

備考　１　表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

２　表中「職員数」は、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ　ラスパイレス指数の状況

(ｱ) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

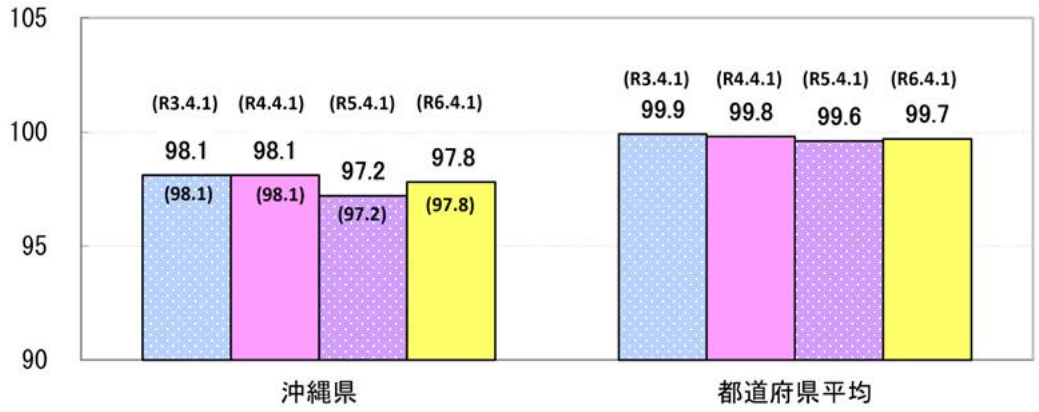

備考　１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数である。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(ｲ) ラスパイレス指数の上昇理由等

該当なし

エ　給与改定の状況

(ｱ) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）		
令和６年度	円 363,213	円 353,461	円 9,752	% 2.76	% 2.76	% 2.76

備考　表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(ｲ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告（改定月数）		
令和６年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.1	月 4.60	月 4.60

（注）表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(ｱ) 給料表の見直し

［ 実施 ・ 未実施 ］

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年４月１日

（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均２パーセント引下げ。初任給等は引き下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大４パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、４年間（平成31年３月31日まで）の経過措置を実施。

(ｲ) 地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）国基準と同率で設定。

（実施時期）平成27年４月１日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

(ｳ) その他の見直し内容

（内容）管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。

（実施時期）平成27年４月１日

カ　特記事項

なし

⑵　職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

(ｱ) 一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.6 歳	317,508 円	381,182 円	348,408 円
国	42.1 歳	323,823 円	－	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

(ｲ) 技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額　A	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額　B	A／B
沖縄県	56.1歳	251人	292,246円	322,228円	309,931円	－	－	－	－
うち運転士	58.2歳	38人	315,476円	350,170円	333,416円	乗用自動車運転者	53.4歳	233,500円	1.50
うち用務員	56.3歳	93人	270,211円	288,531円	283,491円	運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.18
うち農業技術補佐員・農林水産技能員	57.4歳	47人	321,036円	373,468円	349,426円	－	－	－	－
うち介助員	51.5歳	42人	262,457円	283,727円	277,773円	－	－	－	－

うち電話交換士	56.3歳	4人	335,400円	352,225円	342,900円	－	－歳	－円	－
うち印刷技士	非公表歳	1人	非公表円	非公表円	非公表円	－	－歳	－円	－
うち土木整備員	58,2歳	7人	314,529円	349,418円	334,529円	－	－歳	－円	－
うち守衛	非公表歳	1人	非公表円	非公表円	非公表円	警備員	51.6歳	211,700円	非公表
うち調理員・調理士	57.3歳	18人	325,058円	363,444円	341,919円	飲食物調理従事者	43.5歳	215,200円	1.69
国	51.2歳	1,829人	288,144円	－	330,553円	－	－	－	－
都道府県平均	53.9歳	149人	308,506円	363,494円	339,367円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C／D
沖縄県	－	－	－
うち運転士	5,651千円	3,225千円	1.75
うち用務員	4,135千円	3,297千円	1.25
うち農業技術補佐員・農林水産技能員	6,089千円	－千円	－
うち介助員	3,940千円	－千円	－
うち電話交換士	5,979千円	－千円	－
うち印刷技士	非公表	－千円	－
うち土木整備員	5,643千円	－千円	－
うち守衛	非公表	2,699千円	非公表
うち調理員・調理士	5,815千円	2,771千円	2.10

備考　１　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和３年～令和５年の３ヶ年平均）

２　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

３　年収ベースの「公務員Ｃ」及び「民間Ｄ」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ｳ)　高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	46.5 歳	389,144 円	438,412 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

(ｴ)　小・中学校（幼稚園）教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

沖縄県	43.2 歳	361,695 円	405,511 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

(ｵ) 警 察 職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	39.3 歳	332,871 円	452,978 円	367,404 円
国	41.8 歳	328,209 円	－	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

備考　１　表中「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ　職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	164,000 円	－
	中学卒	155,300 円	－
高等学校教育職	大学卒	219,700 円	－
	高校卒	194,800 円	－
小・中学校教育職	大学卒	219,700 円	－
	高校卒	197,600 円	－
警　　察　　職	大学卒	224,600 円	227,600 円
	高校卒	191,800 円	191,800 円

ウ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	257,906 円	361,708 円	381,982 円	403,870 円
	高校卒	234,300 円	284,357 円	346,200 円	365,719 円
技 能 労 務 職	高校卒	－	－	－	359,900 円
	中学卒	－	－	－	362,750 円
高等学校教育職	大学卒	305,812 円	382,756 円	421,458 円	435,844 円
	高校卒	－	－	－	－
	大学卒	310,671 円	381,785 円	411,533 円	426,365 円

小・中学校教育職	高校卒	－	－	－	－
警　察　職	大学卒	293,123 円	379,857 円	408,226 円	425,233 円
	高校卒	267,077 円	332,275 円	387,410 円	406,707 円

備考　表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

⑶　一般行政職の級別職員数等の状況

ア　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

(ｱ) 級別職員の数等

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事又は技師の職務	670人	13.7%	162,100円	249,400円
２級	主任の職務	913人	18.7%	208,000円	305,200円
３級	主査又は主任技師の職務	818人	16.8%	240,900円	351,000円
４級	１　班長又は主幹の職務 ２　高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,171人	24.0%	271,600円	382,000円
５級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	908人	18.6%	295,400円	394,000円
６級	課長又は副参事の職務	254人	5.2%	323,100円	411,300円
７級	困難な業務を行う課長の職務	60人	1.2%	365,500円	446,200円
８級	統括監又は参事の職務	59人	1.2%	410,300円	470,000円
９級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	28人	0.6%	459,900円	528,900円

備考　１　沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２　表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(ｲ) 級別職員の構成比

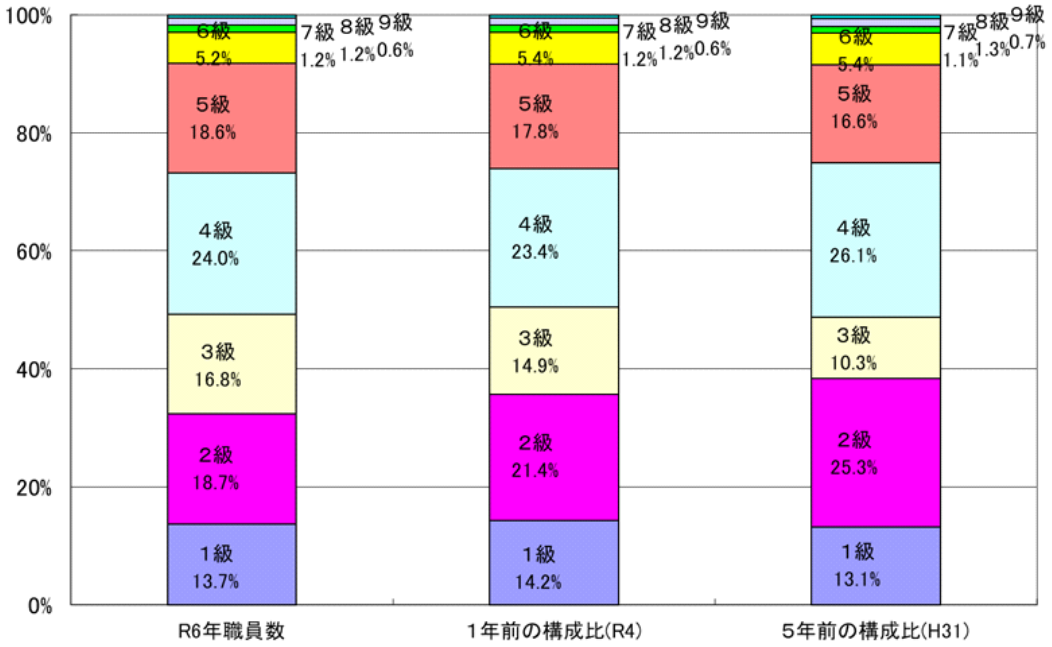

イ　国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

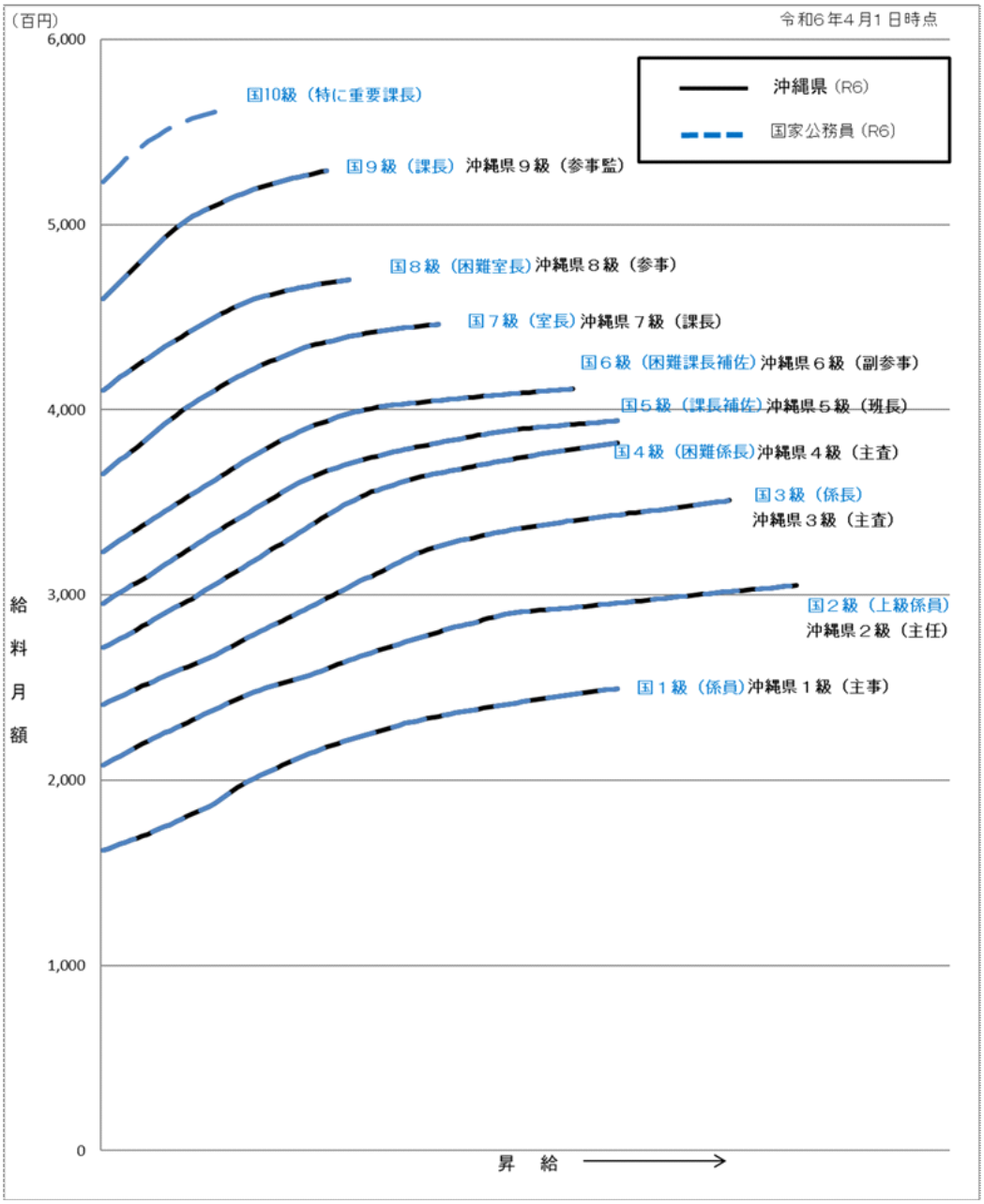

ウ　昇給への人事評価の活用状況

令和６年４月１日から令和７年４月１日までにおける運用	管理職員		一般職員	
ア　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準及び下位の区分		○		○
上位及び標準の区分				
標準及び下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

イ　人事評価を活用していない			
	活用予定時期		

⑷　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
令和６年度１人当たり平均支給額 1,646千円	－
令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.00)月分	令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセントから25パーセントまで

備考　（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

（参考）勤勉手当への人事評価の活用状況

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準及び下位の成績率		○		○
	上位及び標準の成績率				
	標準及び下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
イ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

沖縄県	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額 6,920千円　19,123千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） －　円　－　円

備考　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）	60,929千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	812,387円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	48 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
愛知県名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
埼玉県さいたま市	15.0 %	1 人	15.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	22 人	16.0 %
平均支給率	0.06 %	－	0.06 %

備考　「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）	1,108,008千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	91,059円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度決算見込み）	50.4%
手当の種類（手当数）	43

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算見込み）	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター及び家畜改良センターに勤務する職員(現業職員を含む。)	⑴　牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 ⑵　牛の削蹄（ていし）又はその作業の準備のために牛を御する作業	55千円	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び渉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	9,684千円	⑴　日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） ⑵　東日本大震災に対処するため、引き続き５日以上従事した場合は、１日につき840円を⑴の額に加

				算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	11,310千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	136千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	10,413千円	日額230円 （警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,100円、日没から日の出までの間に特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,650円）
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	727千円	１時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	27,790千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司	福祉に関する業務		日額900円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教	福祉に関する業務		日額1,120円

	育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員			
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下４メートル以上の深所等で行う作業	－	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	－	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第３項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第１項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の６第１項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	８千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第２条に規定するサリン等	－	１回5,200円 （特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、１回460円）

		若しくはその疑いのある物質の処理作業		
潜水作業手当	特定警察官並びに水産海洋技術センター、栽培漁業センター、海洋深層水研究所、農林水産振興センター農林水産整備課、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	341千円	⑴　潜水深度20mまで　1時間310円 ⑵　潜水深度30mまで　1時間780円 ⑶　潜水深度30m超　1時間1,500円 （劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算）
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	516千円	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 ⑴　航空機の操縦業務 ⑵　航空機の整備業務 ⑶　前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	5,986千円	⑴　1時間5,100円 ⑵　1時間2,200円 （一等及び二等整備士の場合は、1時間1,500円） ⑶　1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 ⑴　銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） ⑵　銃器を所持する犯人逮捕の作業 ⑶　⑴に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑷　⑵に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑸　銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団	－	⑴　日額1,640円 ⑵　日額1,100円 ⑶　日額1,100円 ⑷　日額820円 ⑸　日額820円

		員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	746千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	61,768千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 ⑴　遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（⑵に掲げる業務を除く。） ⑵　遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 ⑶　遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 ⑷　遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	4,244千円	⑴　日額820円（船長、機関長等は、日額1,750円） ⑵　日額1,640円（船長、機関長等は、日額3,500円） ⑶　日額410円（船長、機関長等は、日額870円） ⑷　日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 ⑴　航海実習における指導の業務 ⑵　停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）		⑴　日額2,750円 ⑵　日額1,650円

浄化処理作業手当	下水道事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する職員に限る。）に限る。）に勤務する職員	⑴　下水道施設における汚泥等の処理作業 ⑵　汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 ⑶　汚泥等の採取作業 ⑷　汚泥等の化学試験及び検査作業	212千円	日額450円 （４の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	⑴　感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 ⑵　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条第１項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ⑶　職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 ⑷　家畜伝染病予防法第２条第１項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 ⑸　動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	１千円	⑴　日額290円 （感染症患者に接しておこなう作業等の場合は、日額580円） ⑵　日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） ⑶　日額290円 ⑷　日額290円 ⑸　日額290円
	⑴　保健所に勤務する	⑴　感染症の病原体を有		⑴　日額290円

	運転士 ⑵　家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員 ⑶　現業職員 ⑷　現業職員	する者又は有する疑いのある者の搬送業務 ⑵　家畜伝染病予防法第２条第１項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ⑶　家畜伝染病予防法第２条第１項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ⑷　豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		⑵　日額290円 ⑶　日額380円（牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） ⑷　日額290円
有害薬物取扱等手当	⑴　農林水産部森林管理課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター、工業技術センター等に勤務する職員 ⑵　保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	⑴　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業 ⑵　医療法（昭和23年法律第205号）及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	222千円	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター又は高等学校に勤務する現	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業		

	業職員			
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	9,066千円	日額750円 （業務が午後６時以降の場合は、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後６時以降の場合は、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	26,187千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,975千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,075千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業	2,608千円	⑴　現場　日額560円 ⑵　内勤　日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	40,581千円	日額340円（東日本大震災に対処するため、引き続き５日以上従事した場合は、１日につき日額840円を加算）
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜	121,890千円	⑴　深夜の全部の勤務 １回980円

	管財課に勤務する守衛等	において行われる業務		⑵　２時間以上の勤務　１回650円 ⑶　２時間未満の勤務　１回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	－	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の２の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	3,837千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	2,048千円	１時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	－	授業１時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	49,976千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	513,794千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日		日額5,100円

		等に行うもの		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が４時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が４時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	209千円	日額230円
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病害虫の発生予察及び防除指導の業務	1,306千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	141千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	313千円	１回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	122,727千円	日額200円

身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	1,022千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後５時以降において２時間以上従事した場合に限る）	195千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後５時以降において２時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	70,544千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	353千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 ⑴　東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） ⑵　東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） ⑶　帰還困難区域に設定することとされた区域（屋外） ⑷　帰還困難区域に設定することとされた区域（屋内） ⑸　居住制限区域（屋外） ⑹　居住制限区域（屋内）	－	⑴　日額20,000円 （敷地内の屋外作業の場合は13,300円） ⑵　日額3,300円 ⑶　日額6,600円 ⑷　日額1,330円 ⑸　日額3,300円 ⑹　日額660円

				⑶又は⑸について、作業に従事した時間が１日について４時間に満たない場合は、支給額の６割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	－	日額20,000円以内

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算見込み）	3,946,151千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	466千円
支給実績（令和５年度決算）	3,842,906千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	453千円

備考　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度決算見込み）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算見込み）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者、父母等　月額6,500円 ⑵　子　10,000円（16歳から22歳の子については１人につき5,000円加算）	同じ。	－	3,089,233千円	271,581円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額27,000円以下の職員　家賃の月額から16,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額27,000円を超える職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１	同じ。	－	2,667,001千円	278,480円
通勤手当	通勤距離が２キロメートル以	異なる。	交通機関	1,970,892千円	91,875円

	上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額		利用の支給限度額は、月額55,000円		
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	－	347,882千円	558,398円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,040,280千円	670,284円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 ⑴　医師又は歯科医師　月額414,800円以内（35年間漸減しながら支給） ⑵　獣医師　月額30,000円以内（15年間漸減しながら支給）	異なる。	獣医師に支給なし	103,293千円	1,359,118円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ４パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	－	789,418千円	626,025円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後３年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は６年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後４年間は４パーセントから６パーセントまで、５年目は４パーセント、６年目は２パーセントの割合を乗じた額	同じ。	－		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）	／	／	1,444,781千円	832,247円

	で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、学校に応じ８パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額				
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後３年間（任命権者が必要と認める場合は６年間）支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動後５年間は４パーセント、６年目は２パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	－	568,766千円	181,947円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	－	279,513千円	116,561円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務１回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）	同じ。	－	164,044千円	90,035円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ⑴　大学の学長を除く管理職員　１回4,000円から12,000円まで ⑵　大学の学長　１回18,000円	同じ。	－	10,953千円	117,774円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			959,658千円	59,121円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 ⑴　管理職員　給料月額の２			51,992千円	239,594円

	パーセント又は４パーセント ⑵　管理職員以外の職員　給料月額の３パーセント又は６パーセント				
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の２分の１以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の６パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は４パーセント			129,884千円	250,741円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 ⑴　管理職員　給料月額の４パーセント ⑵　管理職員以外の職員　給料月額の８パーセント			28,828千円	303,453円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。１日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			－	－

⑸　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		給　　料　　月　　額　　等		
給料	知　　事 副　知　事	1,230,000円 970,000円		
報酬	議　　長 副　議　長 議　　員	980,000円 840,000円 750,000円		
期末手当	知　　事 副　知　事	（令和６年度支給割合）　3.25月分		
	議　　長 副　議　長 議　　員	（令和６年度支給割合）　3.15月分		
退職手当	知　　事 副　知　事	（算定方式） 123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	（１期の手当額） 2,952万円 1,955万円	（支給時期） 任期毎 任期毎

備考　　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

⑹　公営企業職員の状況

ア　水道事業

(ｱ) 職員給与費の状況

a　決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	（参考） 令和５年度の総費用に占める職員給与費比率
令和６年度	千円 30,570,513	千円 △217,926	千円 2,047,209	% 6.7	% 6.6

区分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B÷A	（参考） 都道府県平均１人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和６年度	人 247	千円 994,977	千円 237,496	千円 298,613	千円 1,531,086	千円 6,199	千円 6,923

備考　１　表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
　　２　表中「職員数」は、令和７年３月31日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
　　４　表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費304,755千円は含まない。

b　特記事項

なし

(ｲ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	45.2 歳	362,359 円	546,068 円
団 体 平 均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円
事　業　者	－		－

備考　表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ﾛ) 職員の手当の状況

a　期末手当・勤勉手当

沖　　縄　　県	（一般行政職・団体平均等）
令和６年度１人当たり平均支給額 1,255千円	令和６年度１人当たりの平均支給額 1,657千円
令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.0)月分	令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.0)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役 職 加 算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役 職 加 算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント

備考　括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b　退職手当（令和６年４月１日現在）

沖　　縄　　県			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分

最高限度額　47.709 月分　　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合を加算） （退職時特別昇給　　無　　） １人当たり平均支給額 5,216千円	最高限度額　47.709 月分　　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合を加算） （退職時特別昇給　　無　　） １人当たり平均支給額 11,174千円

備考　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ｃ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）			1,573千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）			524,360円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	２人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	１人	10.0%	10.0%

ｄ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）			2,088千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）			15,585円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度決算見込み）			56.0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算見込み）	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	－	１時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	－	日額600円（午後６時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,593千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	156千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整	43千円	日額150円

		理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	50千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	―	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	227千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	19千円	日額230円

ｅ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算見込み）	92,986千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	391千円
支給実績（令和５年度決算）	84,974千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	357千円

備考　１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度決算見込み）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ｆ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算見込み）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者、父母等　月額6,500円（企業職７級以下）　月額3,500円（企業職８級以上） ⑵　子　月額10,000円（16歳から22歳の子１人につき、5,000円加算）	同じ。	―	38,348千円	294,981円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額27,000円以下の職員　家賃の月額から16,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額27,000円を超える職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給され	同じ。	―	29,035千円	290,353円

	ている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１				
通勤手当	通勤距離が２キロメートル以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	－	37,344千円	168,215円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	－	－	－
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	－	15,316千円	765,780円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務１回につき職の区分に応じ12,000円から6,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務１回につき、職の区分に応じ6,000円から3,000円までの範囲内の額	同じ。	－	67千円	11,167円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	－	12,901千円	153,579円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	－	7,838千円	230,540円

イ　工業用水道事業

(ｱ) 職員給与費の状況

a　決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
令和６年度	千円 656,811	千円 35,373	千円 22,957	% 3.5	% 3.3

区分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B÷A	(参考) 都道府県平均１人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和６年度	４人	千円 14,016	千円 4,647	千円 4,344	千円 23,007	千円 5,752	千円 6,341

備考　１　表中「職員数」は、令和７年３月31日現在の人数である。

２　表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

４　資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,455千円を含まない。

b　特記事項

なし

(ｲ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	37.0 歳	301,131 円	480,708 円
団体平均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円
事　業　者	－		－

備考　表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ｳ) 職員の手当の状況

a　期末手当・勤勉手当

沖　　縄　　県	(一般行政職・団体平均等)
令和６年度１人当たり平均支給額 1,086千円	令和６年度１人当たり平均支給額 1,488千円
令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.0)月分	令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント

備考　括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b　退職手当（令和６年４月１日現在）

沖縄県	（一般行政職・団体平均等）
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.58688月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額 －　円　－　円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.58688月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置（２パーセントから45パーセントまでの割合を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額 －　円　7,005千円

備考　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ｃ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）			0円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	0人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	10.0%

ｄ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）			8千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）			3,925円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度決算見込み）			50%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算見込み）	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	－	１時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	－	日額600円（午後６時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	－	月額4,700円
		特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	３千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、	３千円	日額150円

特殊現場作業手当	職員	県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	２千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	－	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	－	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	－	日額230円

ｅ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算見込み）	1,804千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	451千円
支給実績（令和５年度決算）	1,402千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	351千円

備考　１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度決算見込み）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ｆ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算見込み）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者、父母等　月額6,500円（企業職７級以下）、月額3,500円（企業職８級） ⑵　子　月額10,000円（なお、16歳から22歳の子については、一人につき、5,000円加算）	同じ。	－	438千円	219,000円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額27,000	同じ。	－	1,074千円	268,500円

	円以下の職員　家賃の月額から16,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額27,000円を超える職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１				
通勤手当	通勤距離が２キロメートル以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	－	860千円	214,955円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	－	－	－
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	－	－	－
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務１回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務１回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額	同じ。	－	－	－

休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	－	25千円	24,928円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	－	－	－

ウ　病院事業

(ｱ) 職員給与費の状況

a　決算見込み

区分	総費用Ａ	純損益又は実質収支	職員給与費Ｂ	総費用に占める職員給与費比率Ｂ÷Ａ	（参考）年度の総費用に占める職員給与費比率
令和６年度	千円 72,259,056	千円 9,938,584	千円 39,461,528	% 54.6	% 52.5

区分	職員数Ａ	給与費				１人当たり給与費Ｂ÷Ａ	（参考）都道府県平均１人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計Ｂ		
令和６年度	人 3,352	千円 16,287,027	千円 8,997,944	千円 6,249,700	千円 31,534,671	千円 9,408	千円 7,469

備考　１　表中「職員数」は、令和７年３月31日現在の人数である。

２　表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b　特記事項

なし

(ｲ)　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	38.6 歳	331,427 円	656,446 円
医　　師	43.1 歳	552,963 円	1,654,918 円
看 護 師	37.6 歳	301,363 円	521,928 円
事務職員	46.5 歳	319,273 円	530,929 円
団 体 平 均	41.8 歳	348,061 円	637,307 円
医　　師	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
看 護 師	40.1 歳	312,661 円	518,809 円

事務職員	45.4 歳	328,324 円	528,274 円

備考　表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ｳ) 職員の手当の状況

a　期末手当・勤勉手当

沖縄県	（一般行政職・団体平均等）
令和６年度１人当たり平均支給額 1,864千円	令和６年度１人当たりの平均支給額 1,566千円
令和６年度支給割合 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (1.40)月分　(1.0)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５パーセントから20パーセントまで 管理職加算　10パーセント	

備考　括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b　退職手当（令和６年４月１日現在）

沖縄県		（一般行政職・団体平均等）
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例 （２パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　）		
１人当たり平均支給額 2,476千円	20,414千円	１人当たり平均支給額 4,797千円

備考　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）			350,144千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）			907,110円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	386人	16.0%	－　%

d　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算見込み）	1,233,674千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	258,415円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度決算見込み）	88.7%

手当の種類（手当数）				16
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（令和６年度決算見込み）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項及び第３項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		－	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務			
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前５時）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	472,117千円	１回7,300円
			深夜における勤務時間が４時間以上	65,405千円	１回3,550円
			深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満	86,451千円	１回3,100円
			深夜における勤務時間が２時間未満	393千円	１回2,150円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する１時間以上の業務		3,688千円	１回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		５千円	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者			２千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務		977千円	１時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等		267,608千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		6,000千円	月額100,000円

		放射線診療又は麻酔の業務		20,075千円	月額 50,000円
		離島精神科医師の業務		7,020千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	175千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	―	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	―	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		―	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		7,091千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		―	日額230円
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。		990千円	日額15,000円
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。		46,879千円	1時間7,250円
特定看護分野業務従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理、皮膚・排泄ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき		1,077千円	日額500円
看護職員等処遇改善手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき		231,550千円	病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額10,500円 それ以外の職員 月額2,400円
離島救急患者ヘリ	職員	離島の救急患者搬送において		10,500千円	1　目的地に

コプター等搬送添乗業務手当		ヘリコプター等に添乗する業務に従事したとき。または医師のうち、管理者が定める職員が、離島の救急患者搬送態勢確保の業務に従事したときに支給する。		到着した場合　１回　医師40,000円　１回　医師以外10,000円 ２　目的地に到着しないで引き返した場合　１回　医師30,000円　１回　医師以外7,500円 ３　病院等から出発してヘリコプター等に添乗しないで引き返した場合　１回　医師10,000円　１回　医師以外2,500円 ４　１から３までの業務のために待機をしていた場合（１から３までのが発生した場合を除く）　月曜日から土曜日　１回　5,000円　日曜日　１回　10,000円
離島診療所代替看護業務手当	看護師	離島診療所の支援のため、本庁機関から派遣される看護士が、診療所において代替看護業務に従事したとき	2,160千円	月額60,000円
看護補助員処遇改善手当	看護補助員等	病院又は診療所に勤務する看護補助員が助手的看護業務に従事したとき	378千円	月額5,500円

ｅ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算見込み）	2,968,224千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）	899千円
支給実績（令和５年度決算）	3,081,840千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	968千円

備考　１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度決算見込み）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ｆ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算見込み）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者、父母等　月額6,500円 ⑵　子　月額10,000円（16歳から22歳の子については、１人につき、5,000円加算）	同じ。	－	364,398千円	260,470円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額23,000円以下の職員　家賃の月額から12,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額23,000円を超える職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居１に掲げる額の２分の１	同じ。	－	412,421千円	279,418円
通勤手当	通勤距離が２キロメートル以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	－	224,436千円	97,454円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	－ －	61,395千円	626,476円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	－	55,281千円	1,083,941円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 ⑴　医師又は歯科医師　月額346,300円以内（35年間漸減しながら支給） ⑵　精神科を本務とする医師　月額367,400円以内（35年間漸減しながら支給） ⑶　薬剤師　月額50,000円以内（12年間漸減しながら支給）	異なる。	県立病院において、人材確保が困難である左記職種を対象に支給	1,413,256千円	3,211,945円
特地勤務	離島その他の生活の著しく不便な	同じ。	－	415,919千円	582,520円

手当	地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ４パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後３年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は６年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後４年間は４パーセントから６パーセントまで、５年目は４パーセント、６年目は２パーセントの割合を乗じた額	同じ。	－		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	－	477,166千円	237,632円
宿日直手当	１　病院事業医療職給料表⑴の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務　１回につき　30,000円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が５時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 宿日直勤務又は日直勤務から引き続いて行われる日直勤務又は宿日直勤務の時間が18時間以上に及ぶ場合には、前項の規定にかかわらず、宿日直手当の額は、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。 ２　病院事業医療職給料表⑵の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士の宿日直勤務　１回につき　6,100円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が５時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。	同じ。	－	45,973千円	1,069,140円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　勤務時間の状況

地方公務員法第24条第５項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の１週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和６年４月１日現在）

１週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	（下記以外） 午前８時30分 （教育庁（小中）） 午前８時15分	（同左） 午後５時15分 （同左） 午後４時45分	（同左） 正午から午後１時まで （同左） 45分（市町村による）	日曜日及び土曜日

	（教育庁（県立）） 午前８時30分 （警察本部） 午前９時30分	（同左） 午後５時 （同左） 午後６時15分	（同左） 45分 （同左） 正午から午後１時まで	

備考　１　「１週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第５項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

２　「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

⑵　年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の１人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、１年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（令和６年１月１日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	１人当たり 平均使用日数
802,332.0日	339,330.4日	21,674人	16日

備考　１　「総付与日数」は、当該年の１月１日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

２　「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

３　「全期間在職職員数」は、当該年の１月１日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

⑶　特別休暇等の状況（令和６年４月１日現在）

種類	付与日数
１　公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
２　療養休暇（結核性疾患）	１年の範囲内で必要と認められる期間
３　病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日）の範囲内で必要と認める期間
４　生理休暇	必要と認める期間
５　産前休暇	８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
６　産後休暇	出産日の翌日から８週間を経過する日までの期間内（６週間を下回らない）
７　慶弔休暇 ⑴　親族が死亡した場合 ⑵　父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 ⑶　結婚する場合	 ⑴　配偶者10日、父母又は子７日、祖父母等３日、孫等１日 ⑵　１日 ⑶　５日（企業局８日）
８　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	理由の発生している期間

により交通の制限又は遮断された場合	
9　風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10　風水震火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11　交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12　所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14　選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15　生後１年に達しない生児を育てる場合	１日２回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は１日１回90分
16　妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日に１時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17　職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における５日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、５日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年について５日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
19　夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	５月から11月までの期間内に５日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、５日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20　職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年について５日（要介護状態にある対象家族が２人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
21　不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年について５日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
22　旧盆休暇	旧盆該当日のうち１日
23　妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	妊娠満23週までは４週間に１回、妊娠満24週から満35週までは２週間に１回、妊娠満36週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）
24　妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが	一妊娠期間中につき７日を超えない

著しく困難な場合	範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
25　配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、３日を超えない範囲内で必要と認める期間
26　風水震火災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居が滅失し、又は破壊され、その復旧作業に従事する場合	⑴　本人の住居　10日以内 ⑵　家族の住居　５日以内
27　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
28　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	１暦年について５日の範囲内の期間
29　新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30　永年勤続職員休暇	毎年４月１日（基準日）において、採用された日から20年を経過し、かつ21年に満たない者又は基準日において、採用された日から30年を経過し、かつ31年に満たない者に対し、基準日から１年を経過する日までの間に１回に限り３日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
31　組合休暇（無給休暇）	１暦年について30日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
32　介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月の期間内において必要と認められる期間
33　介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間内において、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5　職員の休業の状況（令和６年度）

⑴　育児休業取得者数　（単位：人）

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
384	624	1,008	25	180	205	11	66	77

⑵　自己啓発等休業

ア　取得者数　（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計
2	8	10

イ　取得状況　　（単位：人）

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
2	3	5	0	2	2	0	1	1	0	2	2

備考　自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

⑶　その他の休業　　（単位：人）

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	1	1	0	1	1	0	12	12

6　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第４号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和６年度）　　（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第１項第１号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第１項第２号及び第２項第１号	0	0	976	976
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第１項第３号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第１項第４号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第２項第２号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第２条の規定による場合	第27条第２項			0	0
地方公務員法第28条第４項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第７条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	0	976	976

備考　１　職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

２　２以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

３　休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

⑵　懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和６年度）　（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第１項第１号	1	2	14	1	18
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第１項第２号	0	1	2	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第１項第３号	2	1	1	0	4
合計		3	4	17	1	25

備考　１　職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

２　２以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

７　職員の服務の状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第５号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和６年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	619件	618件

８　職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後２年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和６年度）　（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
16	18	34

備考　１　公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表１に掲げる法人である。

２　職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

３　令和６年度に再就職した者のうち、令和７年６月30日までに届出があったものを計上している。

９　職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和６年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー等	令和６年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	２回	169人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習等	令和６年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	２回	175人

【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話等	小中学校新規採用事務職員	1回	30人
		県立学校新規採用事務職員	3回	7人
【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	11人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任主任	1回	4人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任事務主査	1回	26人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任事務主査	1回	14人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告等	小中学校事務長・事務主幹	1回	83人
【教育庁】 事務職員研究大会	行政説明、講話、実践研究報告等	小中学校全事務職員	1回	465人
【教育庁】 新規採用事務司書研修	行政説明、講話等	県立学校新規採用事務司書	3回	4人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	行政説明、講話、先進事例報告等	県立学校事務長	1回	72人
【教育庁】 県立学校事務職員（図書館担当）研修会	行政説明、実践事例発表等	県立学校事務職員（図書館担当）	1回	74人
【教育庁】 県立学校事務職員研修会	行政説明、講話、実践研究報告等	県立学校事務職員	1回	257人
【警察本部】 新採用職員教養（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	令和６年度に採用された警察職員	3回	72人
【警察本部】 新採用職員教養（初任補修科）	警察官としての職務倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	令和５年度採用（大卒以外）及び令和６年度採用（大卒）の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	2回	85人
【警察本部】 昇任時教養	組織運営の中核を担う立場の職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	県学校 2回	29人
			県外学校 21回	91人
【警察本部】 専科教養	職員の専門的知識の修得や実務能力の向上を図る。	警察職員	県学校 23回	300人

			県外学校 126回	136人
【警察本部】 語学研修	警察業務における通訳能力を有する職員を育成する。	警察職員	県内研修 18回	25人
			県外学校 ７回	７人
【警察本部】 訓練指導員研修	各種訓練の指導にあたる職員の指導力及び安全管理能力向上を図る。	訓練指導員に指定された警察官	14回	188人
【警察本部】 定期教養	警察職員としての職務倫理及び当面の警察業務における重要課題等について理解を深め、警察官に求められる誇りと使命感の醸成を図る。	一定期間、警察学校に入校して教養を受ける機会のなかった警部補以下の警察官	５回	117人
【警察本部】 警察車両運転技能研修	警察職員としての交通法令の知識研鑽と車両運転技能の向上を図る。	緊急自動車の運転に従事する警察職員	14回	267人
【警察本部】 若手警察官早期育成講座	実務経験の浅い若手警察官の実務能力の向上を図る。	採用時教養終了後から１年未満の警察官	12回	335人 （延べ人数）
【警察本部】 実戦的総合訓練指導者研修会	実際の現場で発生が予想される様々な状況に的確に適用し現場対応、現場指揮、捜査書類等の作成等の職務を適正に遂行することができる人材の育成を図る。	各所属において実戦的総合訓練を指導する警察官	２回	51人
【警察本部】 派遣・出向者研修	生活における留意事項、勤務における心構えなど、派遣・出向に伴う不安軽減を図る。	他機関、他府県へ派遣・出向する警察職員	２回	21人
【警察本部】 新任警察署長所属長研修	警察組織運営や管理等に関する専門知識技能等の修得を目的とする。	新たに警察署長、所属長へ任命された警察職員	１回	22人
【警察本部】 新任副署長次席研修	所属の運営や管理に関する専門知識等の修得を目的とする。	新たに副署長次席へ任命された警察職員	１回	22人
【警察本部】 警察署新任課長研修	当直責任者としての留意事項、必要な基礎知識等の修得を目的とする。	新たに警察署の課長に任命された警察職員	１回	19人
【病院事業局】 新採用職員研修	・局長講話 ・給与制度 ・人事評価 ・文書事務 ・情報セキュリティ ・会計事務の基本 ・病院事業会計と医療経営について ・共済制度、公務災害 ・地方公務員の服務	看護師、コメディカル、病院事務	１回	142人
【病院事業局】 病院経営マネジメント研修	・現状の正しい理解と経営改善の着眼点。 ・事業計画の策定から実行計画への落とし込み。 ・各病院の組織的な課題の把握。その解決方法。	管理者	３回	32人

	病院毎の経営状況と部門長の役割	医師、看護師、コメディカル、事務	1回 （各病院）	210人
【病院事業局】 看護師長マネジメント研修	病棟マネジメントについて、外部講師を招いて研修を実施	看護師	1回	189人
【病院事業局】 ハラスメント対策研修	・ハラスメントに関する法規制と病院の責任 ・トップマネジメント層の役割と責任 ・ハラスメントの早期発見と適切な対応 ・ハラスメントのない職場づくり	管理者	1回 （各病院）	41人
	・ハラスメントに関する基礎知識 ・ミドルマネジメント層の役割と責任 ・ハラスメントの早期発見と適切な対応 ・ハラスメントのない職場づくり	医師、看護師、コメディカル、事務	1回 （各病院）	401人
【病院事業局】 診療情報管理士養成研修	一般社団法人日本病院会が実施する診療情報管理士の基礎課程・専門課程の通信教育を受講する。	病院事務	1回	3人
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、メンタルヘルス等	主任級職員	4回	135人
主任級第二部研修	説明力向上	主任級職員	3回	112人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、メンタルヘルス等	主査級職員	4回	220人
主査級第二部研修	求められる行動・姿勢、コミュニケーション等	主査級職員	4回	137人
再任用職員研修	再任用職員としての心構え等	再任用職員	1回	8人
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員の服務等	会計年度任用職員	1回	1,305人
班長級第一部研修	公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス等	班長級職員	3回	109人
班長級第二部研修	リーダーシップ	班長級職員	3回	108人
課長級研修	県職員の労務管理、人事評価制度等	課長級職員	1回	51人
管理者特別研修	講話、講演等	課長級以上職員	1回	309人
フレッシュマントレーナー養成研修	新採用職員職場における指導等を行うフレッシュマントレーナー制度について等	指名された職員	3回	98人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	－	1回	34人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	－	2回	2人

10　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和６年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.98パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	教職員元気力アップ事業	【教育庁】 相談者数218名
	・健康BMI維持・改善表彰 ・女性の健康セミナー	【警察本部】 本部部門及び警察署部門の表彰を実施 女性職員・男性幹部職員
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部局】４か所（293戸） 東京34戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】１か所（４戸） 名護４戸 【教育庁】４か所（254戸） 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古66戸、八重山65戸
	医師、看護師、職員住宅及び民間住宅の借り上げ	【病院事業局】 北部21戸、宮古62戸、八重山92戸、附属診療所32戸
	ライフプランセミナー	【知事部局】 ・50歳代からのライフプラン（72名） ・30歳、40歳代のライフプラン（39名）
	福利厚生施策セミナー	【警察本部】 ・セカンドライフセミナー（退職者向け） ・退職準備型セミナー（50歳代向け） ・子育て支援型セミナー（若手向け）

⑵　公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア　公務災害（令和６年度）

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
73	272	289	3	2	51

イ　通勤災害（令和６年度）

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
5	13	10	1	0	7

第３　人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

⑴　採用試験の実施状況（令和６年度）

ア　上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験	最終合格者数	競争倍率

			合格者数		(倍)
行　政　Ⅰ	697	588	194	143	4.1
心　　理	20	12	4	3	4.0
社会福祉	51	46	24	15	3.1
電　　気	21	17	11	9	1.9
機　　械	17	15	12	7	2.1
土　　木	31	23	7	7	3.3
建　　築	6	6	3	3	2.0
化　　学	23	18	11	6	3.0
農　　業	20	17	14	10	1.7
農業土木	12	8	5	2	4.0
農芸化学	13	10	4	3	3.3
畜　　産	7	5	2	1	5.0
林　　業	11	8	5	3	2.7
水　　産	7	6	3	2	3.0
病院事務	59	49	21	15	3.3
警察事務	59	47	10	5	9.4
計	1,054	875	330	234	3.7

イ　上級（特別枠）試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
電　　気	24	8	2	0	－
土　　木	34	15	6	4	3.8
建　　築	9	3	1	1	3.0
農業土木	15	7	2	2	3.5
計	82	33	11	7	4.7

ウ　中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
県立学校事務Ⅰ	92	50	27	14	3.6
県立学校事務Ⅱ	32	25	9	3	8.3
市町村立学校事務	310	201	42	20	10.1
計	434	276	78	37	7.5

エ　初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 （倍）
一 般 事 務	294	171	12	9	19.0
土　　木	10	5	2	2	2.5
農 業 土 木	3	1	1	1	1.0
警 察 事 務	110	67	13	7	9.6
農 業 管 理	5	4	3	2	2.0
畜 産 管 理	9	8	2	1	8.0
計	431	256	33	22	11.6

オ　警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 （倍）
警察官Ａ（男性）	194	154	99	37	4.2
警察官Ａ（女性）	54	42	23	12	3.5
警察官Ｂ（男性）	398	244	138	42	5.8
警察官Ｂ（女性）	157	100	57	15	6.7
計	803	540	317	106	5.1

カ　障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 （倍）
一 般 事 務	46	39	12	7	5.6
計	46	39	12	7	5.6

キ　採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第　１　次 試 験 日	第１次試験 合格発表日	第　２　次 試 験 日	最終合格 発 表 日
上級試験	４月26日	４月26日から ５月17日まで	６月16日	６月28日	７月６日から ８月16日まで	８月30日
上級（特別枠）試験	７月１日	７月８日から ７月29日まで	９月９日から ９月29日まで	10月11日	10月28日から 10月29日まで	11月15日
中級試験	７月１日	７月８日から ７月29日まで	９月29日	10月18日	11月３日から 11月19日まで	12月６日
初級試験	７月１日	７月８日から ７月29日まで	９月29日	10月18日	11月３日から 11月19日まで	12月６日
警察官Ａ	４月26日	４月26日から ５月17日まで	７月14日	７月26日	８月10日から ８月27日まで	９月20日

警察官Ｂ	７月１日	７月１日から ８月８日まで	10月20日	11月１日	11月16日から 12月３日まで	12月20日
障害者を対象とした 採用選考試験	公告対象外	７月８日から ７月29日まで	10月20日	11月１日	11月22日から 11月28日まで	12月６日

備考　警察官Ａ及び警察官Ｂ試験については、男性、女性とも同一日程である。

⑵　採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（令和６年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
統括監級	1				1	1
課長級	1	3	9		13	13
班長級		7			7	7
主査級		19	1		20	20
主事・主任級	3		1	4	8	8
学校栄養職員		1			1	1
診療科部長・副部長				4	4	4
医長				6	6	6
医師	5			46	51	51
歯科医師				2	2	2
薬剤師				5	5	5
看護師				67	67	67
診療放射線技師				10	10	10
臨床検査技師				4	4	4
臨床工学技士				4	4	4
理学療法士				6	6	6
作業療法士				6	6	6
言語聴覚士				1	1	1
管理栄養士				3	3	3
航海士	2		1		3	3
機関士		2			2	2
機関員		1			1	1
司厨員		1			1	1
甲板員		1			1	1
計	12	35	12	168	227	227

⑶　昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（令和６年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第１次合格者	第２次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長（一般）	大学卒業者 　巡査の階級に３年以上在級している者 短大卒業者 　巡査の階級に４年以上在級している者 その他 　巡査の階級に５年以上在級している者	第１次 　令和６年５月11日 第２次 　令和６年６月５日 第３次 　令和６年８月５日及び８月６日	651	638	98	71	58	11.0
警部補（一般）	大学卒業者 　巡査部長の階級に２年以上在級している者 短大卒業者 　巡査部長の階級に３年以上在級している者 その他 　巡査部長の階級に４年以上在級している者	第１次 　令和６年５月25日 第２次 　令和６年６月26日 第３次 　令和６年８月14日及び８月15日	538	520	67	50	40	13.0
警部（一般）	警部補の階級に４年以上在級している者	第１次 　令和６年６月１月 第２次 　令和６年７月３日 第３次 　令和６年８月29日及び８月30日	368	338	55	31	20	16.9

備考　在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が６か月を超える場合は、その期間を除く。

⑷　昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（令和６年度）

職種		選考申請人数									選考承認人数
		知事部局	企業局	病院事業局	議会事業局	教育委員会	警察本部	人事委員会事務局	監査委員事務局	合計	
部長級		12		4						16	16
統括監級		21	1	7		2	3			34	34
課長級		56	2	11		10	14			93	93
班長級	班長（主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等含む。）	76	6	4		37	5			128	128
	部長・副部長（医師）			13						13	13
	看護主幹（看護主幹、副看護部長等含む。）			15						15	15
	技師長（薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む。）			5						5	5
主査級											

主任級	1								1	1
計	166	9	59		49	22			305	305

2　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和６年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和６年10月18日	○　報告 1　本年の給与改定 職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。 本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。 ⑴　給料表 給料表（教育職給料表⑵及び教育職給料表⑶を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表⑵及び教育職給料表⑶については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。 ⑵　初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。 ⑶　期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすること。 支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和７年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう配分すること。 定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。 ⑷　その他の課題 ア　薬剤師の処遇 薬剤師の給与については、他の都道府県より低い水準にあり人材確保を図る観点から、処遇の改善に向け取り組む必要がある。 イ　管理職手当 管理職手当については、他の都道府県との均衡を考慮し、職務、職責に応じた手当額となっているか検証を行い、見直しを含め、適切に対応する必要がある。 ウ　教員の処遇改善 教員の給与については、国において、教職調整額の水準の引上げ、諸手当の拡充や新たな職及び級の創設などが検討されており、動向を注視していく必要がある。 エ　会計年度任用職員の給与 会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。 2　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート） 人事院においては、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、Well-beingの実現に向けた環境整備などが人事管理上の重点課題であるとして、採用時等の給与水準の上昇などの人材確保に資する処遇の改善、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇の実現、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応するため社会と公務の変化に応じた	

給与制度についての措置を講ずるよう報告及び勧告を行った。
本委員会としては、本県においても国と同様の課題があるものと認識しており、併せて、職員の給与制度については、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に則り、従来より国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたことから、人事院勧告に準じた給与制度の見直しを行う必要があると判断した。
そのため、人事院の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の内容を踏まえ、時代の要請に即した制度とするため、次のとおり取り扱うことが適当であると考える。

⑴ 給料表等
給料表（教育職給料表⑵及び教育職給料表⑶を除く。）については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表⑵及び教育職給料表⑶については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。

⑵ 昇給制度
行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、人事院勧告に準じて改正する必要がある。
また、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級及び７級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、３号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定する必要がある。

⑶ 扶養手当
扶養手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

⑷ 地域手当
地域手当の級地区分及び支給割合については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

⑸ 通勤手当
通勤手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

⑹ 単身赴任手当
単身赴任手当については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の規定等の整備を行う必要がある。

⑺ 管理職員特別勤務手当
管理職員特別勤務手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

⑻ 勤勉手当の成績率
勤勉手当の成績率については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

⑼ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給する必要がある。

⑽ 特定任期付職員のボーナス制度
特定任期付職員のボーナス制度については、人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

3 勧告実施の要請
人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。
近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県の行政の効率的、安定的な運営に資するものである。
議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理

	解を示され、別紙第２の勧告どおり実施されるよう要請する。 ○　勧告 Ⅰ　令和６年４月の公民の給与較差に基づく給与改定 １　沖縄県職員の給与に関する条例の改正 ⑴　給料表 現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。 ⑵　諸手当 ア　初任給調整手当 医療職給料表⑴の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円とすること。 イ　期末手当及び勤勉手当 (ｱ) 令和６年12月期の支給割合 a　特定幹部職員以外の職員 期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。 b　特定幹部職員 期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とすること。 (ｲ) 令和７年６月期以降の支給割合 a　特定幹部職員以外の職員 ６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。 b　特定幹部職員 ６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。 ２　沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正 ⑴　給料表 現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。 ⑵　期末手当 ア　令和６年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 イ　令和７年６月期以降の支給割合 ６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。 ３　沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正 ⑴　給料表 現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。 ⑵　特定任期付職員の令和６年12月期の期末手当について 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 ４　改定の実施時期 この改定は、令和６年４月１日から実施すること。ただし、１の⑵のイの(ｱ)、２の⑵のア及び３の⑵についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、１の⑵のイの(ｲ)、２の⑵のイについては令和７年４月１日から実施すること。 Ⅱ　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）のための給与改定 １　沖縄県職員の給与に関する条例の改正 ⑴　給料表 Ⅰの１の⑴による改定後の給料表を別記第４のとおり改定	勧告どおり実施

		すること。 新給料表への切替えは、別記第５の切替要領によること。 ⑵　昇給制度 ア　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第７条第３項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとすること。 イ　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級及び７級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、沖縄県職員の給与に関する条例第７条第３項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を３号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとすること。 ⑶　諸手当 ア　扶養手当 (ｱ) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第４項の規定により加算される前の額）を１人につき13,000円とすること。 (ｲ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。 イ　地域手当 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。 (ｱ) １級地 100分の20 (ｲ) ２級地 100分の16 (ｳ) ３級地 100分の12 (ｴ) ４級地 100分の８ (ｵ) ５級地 100分の４ ウ　通勤手当 (ｱ) １箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。 (ｲ) 高速自動車国道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする高速自動車国道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。 (ｳ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、高速自動車国道等に係る通勤手当を支給すること。 エ　管理職員特別勤務手当 (ｱ) 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。 (ｲ) (ｱ)の管理職員特別勤務手当の額は、(ｱ)による勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。	

オ　定年前再任用短時間勤務職員の諸手当
沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定による地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

2　沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。
⑴　勤勉手当を支給すること。
⑵　６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月とすること。
⑶　６月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
⑷　特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3　改定の実施時期等
⑴　改定の実施時期
この改定は、令和７年４月１日から実施すること。
⑵　経過措置等
ア　扶養手当の月額等の特例措置
(ｱ) 令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。
(ｲ) 令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第４項の規定により加算される前の額）を１人につき11,500円とすること。
イ　地域手当の支給割合等の特例措置
令和10年３月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。
ウ　その他の所要措置
ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

○　公務運営の課題に関する報告
1　人材の確保及び育成
⑴　人材の確保
県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。
しかしながら、近年、若年人口の減少や民間企業の採用の活発化、若年者の就業意識の多様化などを背景に、職員採用試験の受験申込者数は減少傾向にあり、特に技術系職種や免許等を要する職において、必要な数の人材確保が極めて困難な状況が続いている。また、採用試験合格者の辞退率も高い水準で推移しており、このような状況が続けば、これまでの行政サービスを維持できなくなることが懸念される。
そのため、令和６年度から、人材確保が特に難しい一部の技術系職種において、民間企業志望者等にも受験しやすい基礎能力試験を導入した上級試験（特別枠）を実施するなど、受験者の確保に取り組んでいるところであるが、引き続き、国や他の都道府県の例を参考に、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の拡大など、新たな採用試験のあり方を検討する必要がある。

さらに、公務員志望者のみならず、広く民間企業志望者の受験意欲も喚起し、また、民間企業経験者等で多様な経験や高度な専門性を有する人材からも選ばれる組織となるよう、より一層、働きやすい勤務環境の整備や処遇の改善等に取り組む必要がある。

また、沖縄県職員の志望者拡大のためには、学生等に公務の魅力や県の業務内容等を十分に伝えることが重要である。そのためには、採用ガイダンスやインターンシップの拡充、大学等における説明会の開催、採用試験ポータルサイトの開設などの取組を本委員会と各任命権者で連携しながら進めていく必要がある。

⑵　多様な人材の育成及び活躍推進

人材育成を行う上で、職員のキャリア形成を支援する職場環境の整備を行うことは、職員の成長意欲や仕事のモチベーションにつながり、組織の活性化や人材確保の観点からも重要な取組となる。

各任命権者においては、様々な行政課題に対応するため、人材マネジメント基本方針等に基づき、引き続き職員一人一人の適性や多様な働き方に対応した人材育成に取り組む必要がある。

女性職員の積極的な登用については、誰もが働きやすい職場環境の整備や多様な意見の施策への反映など、組織の活性化を図っていく上で重要であることから、今後も特定事業主行動計画の目標達成に向けて取り組んでいただきたい。

障害者の採用については、各任命権者において、障害者活躍推進計画に基づき積極的に取り組んでいるところであるが、法定雇用率の達成にとどまらず、職員の障害特性に合わせた配置や配慮など、障害のある職員がその能力を活かして意欲をもって働くことができる取組を推進することが求められる。

高齢層職員の能力及び経験の活用については、モチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び経験を活かすことができる職や配置のあり方について、継続的に検討する必要がある。

⑶　能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるためには、職員の能力、実績、適性等を的確に把握し、その結果を任用や給与等へ適切に反映することが肝要である。

そのためには、公正な人事評価を実施し、期首面談での認識の共有や期末面談での評価結果のフィードバックを通じたきめ細かな指導・助言を行うなど、職員の納得感を向上させることが不可欠である。

各任命権者にあっては、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

2　勤務環境の整備

⑴　長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、公務能率の向上、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえれば、選ばれる職場としての魅力を向上させる上でも重要な課題である。

本県においては、令和２年４月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けており、上限を超えて時間外勤務等が発生した場合は、事後に検証することとなっている。

そのため、勤務管理システム等の客観的な勤務の記録に基づき、時間外勤務の類型化を行うなど要因を分析し、業務配分の見直しなど負担軽減のための取組を行っていく必要がある。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定については、可能な限り限定的であるべきことから、必要な勤務箇所を精査の上行うとともに、指定後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

併せて、議会対応や予算、人事、企画等の全庁的な業務については、関係各課が協力して効率化に取り組むことが重要である。

議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただい

ているところであるが、なお一層の御協力をお願いしたい。
教職員の長時間勤務の是正については、教育委員会において、学校における働き方改革を推進するため、本年３月に児童生徒と教職員のWell-beingの向上を目的とした「沖縄県公立学校における働き方改革推進計画」を策定し、教職員が「働きやすさ」、「働きがい」及び「心身の健康」を十分に実感できる環境整備に向けて取組を始めたところである。
本委員会としては、当該計画に基づき、教職員の働き方改革の実現に向け、関係団体や地域等との連携を図りながら、実効性のある取組が推進されることを強く期待する。
業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等が発生する場合は、業務の質と量に応じた職員配置を行うことが必要である。

⑵　多様な働き方の実現及び仕事と生活の両立支援

職員の希望や事情に応じた働き方を実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等、各職員のライフステージに即した支援制度が十分に活用されるとともに、そのための積極的な周知が必要である。
テレワークやフレックスタイム制等による柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、公務職場の魅力向上につながるものであり、テレワークについては拡充を図るとともに、在宅勤務等手当についても検討する必要がある。また、フレックスタイム制の導入に向けて取り組んでいただきたい。
勤務間インターバルの確保については、職員の健康保持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務能率の向上に資するものである。国においては、本年４月に努力義務を規定したところであり、本県においても、導入に向けて検討する必要がある。
本年８月、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第109号）」の改正について意見の申出を行うとともに、子の看護休暇の拡充、家族の介護に係る職員への制度の周知、非常勤職員の子の看護休暇の取得要件の緩和等について報告を行ったところである。
本県においても、仕事と育児及び介護が両立できるよう会計年度任用職員も含めた職員の支援制度を拡充する必要がある。
赴任に際し、転居を必要とする職員の住環境については、今後とも実態把握に努め、人事異動の円滑化に資する取組を継続していく必要がある。

⑶　心身の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものである。また、職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。
しかしながら、職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は依然として高い状況にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を拡充し、迅速で的確なメンタルヘルスケアを行うことが重要である。
併せて、ストレスチェック受検率の一層の向上に努め、職員自身のストレスへの気付きや、集団分析結果を職場の環境改善に活用するよう促していくことも重要である。
また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、ストレスチェックで高ストレス者となっているなど心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行うなど、取組の拡充・強化を検討するとともに、長時間の時間外勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適宜実施するべきである。
テレワークやデジタルツール等を活用した業務の効率化は、

長時間勤務削減の観点でも有効であり、今後も推進していく必要がある。一方で、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなるなど、仕事と生活の区別が曖昧となるような活用は、職員の生活時間帯の確保に支障が生じ、心身への負担が増すおそれもあるため、その活用には十分に留意する必要がある。

⑷　ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、全ての職員がハラスメントに対する関心と理解を深めるとともに、お互いを尊重し合うハラスメントのない職場づくりに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、引き続き研修の充実、積極的な周知等による職員の意識啓発を行うとともに、職員が安心して相談できる環境を整える必要がある。

また、近年、行政サービスにおいても利用者等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が職員の心身を害し、公務を阻害する一因となっている。各任命権者にあっては、職員を守る責務があることを認識し、組織的に対策を講ずる必要がある。

⑸　会計年度任用職員の勤務環境等

多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的で質の高い公務を行う上で、会計年度任用職員は重要な役割を果たしている。会計年度任用職員が意欲を持ち安心して働くためには、継続して適切な勤務環境や勤務条件を整備していくことが必要である。

3　服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。そのような行為は、県行政への信頼を大きく損なうものであることから、職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

各任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

3　勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（令和６年度）

区分		前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県分	給与	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	計	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

市町村等分	給　与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休　暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合　計		1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

備考　1　件数は、措置要求をした個々の職員１人をもって１件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員１人をもって１件としている。また、１人の職員が２以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを１件としている。

2　「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3　「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4　各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には１事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを１事案としている。

4　不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和６年度）

区分		前年度末現在未処理件数	審査請求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の審査請求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	転　任	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	1 (1)
市町村等分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	転　任	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

	計	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
合　　計		1 (1)	4 (4)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	1 (1)

備考　1　件数は、審査請求をした個々の職員１人をもって１件としている。

2　「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。

3　「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4　各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には１事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを１事案としている。

沖縄県総務部総務私学課
〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号
電話番号　098-866-2074